

国際化の進展への取組について

1. OECD

(1) 消費者政策委員会 (CCP)

消費者製品安全に関する国際的な情報共有及び電子商取引の消費者保護に関するガイドラインの改定等のプロジェクトを中心に作業が行われており、消費者政策委員会本会合においては、これらプロジェクトの取組状況の報告及び今後の作業方針等について議論が行われている。

平成 22 年 4 月の第 79 回本会合においては、消費者庁から「消費者基本計画」の策定及びその概要について報告を行った。また、平成 22 年 11 月の第 80 回本会合においては、消費者庁から「子どもを守るプロジェクト」の取組、消費者庁による消費者への注意喚起事例等について報告を行った。

本年 4 月の第 81 回本会合においては、「インターネット消費者取引研究会」取りまとめにつき消費者庁政策調整課から報告を行った（研究会報告書については英訳の上、会合において席上配布）。

(2) 主なプロジェクトの状況

消費者製品安全プロジェクト：

- ・ 平成 22 年 12 月及び平成 23 年 4 月のワーキングパーティにおいて、製品安全における国際的な情報共有のためのウェブサイト構築等作業のための議論を行った。

電子商取引プロジェクト：

- ・ 「1999 年電子商取引に関する消費者保護ガイドライン」の改定に向けて作業中のワーキンググループにおいて調査分析レポート作成作業へ参加した。
- ・ 第 81 回本会合に併せて開催された本年 4 月の専門家会合においては、消費者庁政策調整課から決済代行の課題など決済分野における課題及び取組について報告を行った。

2. 「消費者保護及び執行のためのネットワーク」(ICPEN)

(1) 会合

越境取引に関する消費者問題への対応をはじめ、新たな消費者トラブルに関する各国法執行機関等の取組及び最近の消費者問題に関する動向についての情報交換・議論が行われている。

平成 22 年 11 月の会合においては、消費者庁からインターネット消費者取引に関する議論を行っている旨報告を行い、その他新たな分野におけ

る消費者問題への対応等について情報交換を行った。

本年4月の会合においては、消費者庁から我が国における二重価格表示の考え方につき報告を行い、各国消費者行政法執行機関との間で価格表示に関する取組につき情報交換を行った。

(2) 「インターネット点検キャンペーン」プロジェクトへの参加(平成22年9月)

(3) 「詐欺防止月間」プロジェクト(注1)への参加

本年5月に実施した「消費者月間」に合わせて、消費者庁ウェブサイトにおいて、インターネット取引に関する安心・安全に向けた取組、震災に関連した詐欺・悪質商法への注意喚起、これまでに消費者庁等から行った注意喚起事例の紹介等を行った。

また、同取組内容については ICPEN ウェブサイトに掲載し、加盟各国間において情報共有を行った。

(注1) 加盟機関が毎年、任意に「詐欺防止月間」を定め、消費者に対する注意喚起及び情報提供等の啓発活動を行っている。

震災に関する詐欺・悪徳商法等に対する取組内容について、同 ICPEN ウェブサイトへ掲載している。

3. 地域間・二国間における国際的な連携強化等

(1) 日中韓消費者政策協議会等への参加

平成22年8月、第4回「日中韓消費者政策協議会」が韓国ソウルで開催され、各国の最近の消費者政策に関する取組の報告、3か国での消費者被害に関する情報の共有及び消費者紛争救済に関する協力のあり方についての議論を行った。

また、同時開催された一般有識者等も参加する消費者政策フォーラムにおいて消費者庁から製品安全に関する取組、地方消費者行政の活性化に関する取組について、発表、討論を行った。

(2) APEC 基準・適合小委員会への参加

同委員会の「玩具安全ダイアログ」に出席し(平成22年1月)玩具の安全についての各エコノミーの玩具安全規制の状況、産業界・消費者の取組・要望等について情報交換を行った。

(3) 越境消費者取引分野及び消費者製品安全分野における取組

「インターネット消費者問題研究会」の取りまとめを受けた「越境取引に関する消費者相談窓口ネットワーク化プロジェクト」(注2)の実施のため、APEC、OECD等各会合及び各国個別に本プロジェクトにつき説明を行い、併せて本プロジェクトへの参加の打診を行った。本年2月に

は韓国消費者院を訪問し、本プロジェクトの趣旨及び概要につき説明を行い、韓国消費者院からはプロジェクトへの参加の表明の連絡を受けている。

(注2)「越境取引に関する消費者相談窓口ネットワーク化プロジェクト」とは、国境を越えた消費者取引に関するトラブルの解決に向けて、プロジェクト参加各国に消費者相談窓口を設置し、各国窓口間で相談業務の連携を行う試験的プロジェクト。2011年度に消費者庁で実施予定。

本年2月、国際消費者製品健康安全機構(ICPHSO)における年次会合に出席し、各国における消費者製品安全に関する取組及び政策動向について情報収集を行った。

また、ICPHSO事務局及び米国消費者製品安全委員会に対し、消費者庁による消費者への注意喚起等の取組状況につき情報提供を行った。